

国地契第55号  
国官技第258号  
国営整第146号  
平成20年1月23日

最終改正 令和4年3月30日 国官会第23758号  
国官技第376号  
国営計第213号  
国営整第171号  
国港総第749号  
国港技第112号  
国北予第74号

各地方整備局総務部契約管理官  
企画部技術開発調整官 あて  
営繕部営繕調査官

国土交通省大臣官房  
地方課公共工事契約指導室長  
技術調査課建設技術調整官  
官庁営繕部整備課建築技術調整官

### 簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における 対象業務の拡大について

設計・コンサルティング業務の調達手続については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の基準額以上のものに加え、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に基づき、基準額未満のものについても、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成6年1月18日閣議決定）Ⅱ. 2. の手続よりも簡易な手続によって調達情報を公表し、競争参加者の選定を行うこととされているところであるが、さらに競争性を高める観点から、当分の間、以下の措置を講ずることとするので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」（平成14年3月29日付け国地契第65号、国官技第408号、国営建第131号）は、廃止する。

記

1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成8年9月26日付け建設省厚契発第39号、建設省技調発第170号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記1において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1件につき予定価格が5,000万円以上基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日付け国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）記2に定める額をいう。以下同じ。）未満のものとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。
2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。
  - (1) 課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上基準額未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えること。
  - (2) 課長通達記3②において、簡易公募型競争入札方式に準じた手続で発注することを検討する業務を、1件につき5,000万円未満の業務としているところであるが、このうち、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）附属書I日本国の付表5に掲げるサービス（当該付表5に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務については、「5,000万円未満」とあるのは「4,000万円未満」と読み替えること。

#### 附則

この通達は、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用する。